

広域調整の事例

令和7年3月31日現在

年度	都市計画区域名	都市名	都市計画の素案	周辺市町村の意見	当該市町村の対応及び意見	県の意見
平成23年度	十日町	十日町市	汚物処理場の変更	要領 ^{※1} 第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成23年度	村上	村上市	ごみ処理場の決定	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成23年度	新潟	新発田市	汚物処理場の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成24年度	村上	村上市	用途地域の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成24年度	燕弥彦	燕市	火葬場の決定	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成24年度	燕弥彦	燕市	ごみ処理場の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成25年度	魚沼	魚沼市	火葬場の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成26年度	栃尾	長岡市	火葬場の決定	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成26年度	十日町	十日町市	用途地域の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成26年度	新潟	聖籠町	汚物処理場の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成26年度	胎内	胎内市	汚物処理場の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成27年度	村上	村上市	用途地域の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成27年度	加茂	田上町	用途地域の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成28年度	魚沼	魚沼市	用途地域の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成28年度	長岡	見附市	ごみ焼却場の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成28年度	糸魚川	糸魚川市	汚物処理場の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成28年度	糸魚川	糸魚川市	ごみ焼却場の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成29年度	三条	三条市	用途地域の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成29年度	南魚沼	南魚沼市	用途地域の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成30年度	三条	三条市	用途地域の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
平成30年度	五泉	五泉市	ごみ処理場の決定	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
令和元年度	上越	上越市	用途地域の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
令和2年度	上越	上越市	ごみ焼却場の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
令和2年度	妙高	妙高市	用途地域の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
令和3年度	新潟	新潟市	市場の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
令和3年度	上越	上越市	火葬場の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
令和4年度	新潟	新発田市	用途地域の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
令和5年度	新潟	新潟市	用途地域の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
令和5年度	新潟	新発田市	用途地域の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
令和6年度	新潟	新潟市	地区計画の決定	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見あり ^{※2}
令和6年度	新潟	新潟市	火葬場の決定	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
令和6年度	南魚沼	南魚沼市	ごみ焼却場の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し
令和6年度	柏崎	柏崎市	ごみ焼却場の変更	要領第5条の説明会開催の申出が無かったため、手続き省略	－	意見無し

※1 要領：広域的な影響を与える可能性のある市町村決定の都市計画に関する事前調整要領

※2 意見内容は以下の通り

- ・本都市計画は、特定大規模建築物の立地を可能とするものであるため、新潟県都市計画基本方針（市街化調整区域における地区計画の設定指針）に基づき、以下について特に留意してください。
- ・道路については、地区計画の区域及びその周辺において都市計画に定められている道路及びその他の道路を含めた道路網と一体となって、防災、安全、衛生等に関する機能が十分確保されるよう定めること
- ・周辺環境との調和に努め、道路管理者等関係機関と十分な調整を図り、交通渋滞・交通安全等への対応を適切に行うこと